

京都大学高压ガス製造施設危害予防規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百二十七号)

京都大学高压ガス製造施設危害予防規程(昭和四十九年達示第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

化学研究所構造解析基礎研究部
門の教授又は助教のうちから
化学研究所長の指名する者

を

化学研究所先端チームナノ科学
センターの教授又は助教のうち
から化学研究所長の指名する
者

に改める。

附則

この規程は、平成十六年十月五日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。